保存用

コープみえ　定款・規約

作成日 2026 年 10 月

生活協同組合コープみえ

生活協同組合コープみえは、組合員・消費者のくらしを守るために、組合員みんなで出資し運営している組織です。生協の運営の原則、ルールとなる定款と主要な規約について掲載します。

1．定款

2．総代会運営規約

3．総代選挙規約

4．役員選任規約

5．監事監査規則

6．住所不明組合員の脱退手続きに関する規約

7．他団体への加入または脱退についての理事会議決の範囲に関する規約

8．情報開示規則

1．定　款

目　　次

第１章　総則（第１条～第５条）
第２章　組合員及び出資金（第６条～第 17 条）
第３章　役職員（第 18 条～第 42 条）
第４章　総代会及び総会（第 43 条～第 67 条）
第５章　事業の執行（第 68 条～第 69 条）
第６章　会計（第 70 条～第 84 条）
第７章　解散（第 85 条～第 86 条）
第８章　雑則（第 87 条～第 89 条）
附　則

第１章　総　則

（目的）

第１条　この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　この組合は､生活協同組合コープみえという。

（事業）

第３条　この組合は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
⑵　組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業（第５号及び第６号の事業を除く。）
⑶　組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
⑷　組合員の生活の共済を図る事業
⑸　組合員の為の旅行業法に基づく旅行事業
⑹　高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの
⑺　組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
⑻　前各号の事業に附帯する事業

（区域）

第４条　この組合の区域は、三重県一円とする。

（事務所の所在地）

第５条　この組合は、主たる事務所を三重県津市におく。

第２章　組合員及び出資金

（組合員の資格）

第６条　この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

２　この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを　適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

（加入の申込み）

第７条　前条第１項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

２　この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

３　この組合は、前条第１項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

４　第１項の申込みをした者は、第２項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第１項の申込みを受理したときに組合員となる。

５　この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

（加入承認の申請）

第８条　第６条第２項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

２　この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

３　前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

４　第１項の申請をした者は、前項の規定により出資

金の払込みをしたときに組合員となる。

5　この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

（届出の義務）

第９条　組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

（自由脱退）

第 10 条　組合員は、事業年度の末日の 90 日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2　この組合は、組合員が第９条に定める住所の変更届を２年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。その手続きについては別途、規約で定める。

3　この組合は、前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年１回以上の所在確認を定期的に行うとともに公告等による住所変更届出の催告をしなければならない。

4　第２項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告をするものとする。

（法定脱退）

第 11 条　組合員は、次の事由によって脱退する。

⑴　組合員たる資格の喪失

⑵　死亡

⑶　除名

（除名）

第 12 条　この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって除名することができる。

⑴　１年間、この組合の事業を利用しないとき。

⑵　供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。

⑶　この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2　前項の場合において、この組合は、総代会の会日の５日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3　この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

（脱退組合員の払戻し請求権）

第 13 条　脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

⑴　第 10 条の規定による脱退又は第 11 条第１号若しくは第２号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額

⑵　第 11 条第３号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の２分の１に相当する額

2　この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3　この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第１項の払戻しを行わない。

（出資）

第 14 条　組合員は、出資１口以上を有しなければならない。

2　１組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の４分の１とする。

3　組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4　組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

（出資１口の金額及び、その払込み方法）

第 15 条　出資１口の金額は、1000 円とし、全額一時払い込みとする。

（出資口数の増加）

第 16 条　組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

（出資口数の減少）

第 17 条　組合員は、やむを得ない理由があるときは、

事業年度の末日の 90 日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2　組合員は、その出資口数が第 14 条第２項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3　出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4　第 13 条第３項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第３章　役　職　員

（役員）

第 18 条　この組合に次の役員をおく。

⑴　理事 20 人以上 30 人以内

⑵　監事３人以上５人以内

（役員の選挙）

第 19 条　役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。

2　理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の３分の１以内のものを、組合員以外の者のうちから選任することができる。

3　理事は、監事の選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

（役員の補充）

第 20 条　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、３箇月以内に補充しなければならない。

（役員の任期）

第 21 条　理事の任期は２年、監事の任期は２年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2　補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3　役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第１項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4　役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

（役員の兼職禁止）

第 22 条　監事は、次の者と兼ねてはならない。

⑴　組合の理事又は使用人

⑵　組合の子会社等（子会社、子法人等及び関連法人等）の取締役又は使用人

（役員の責任）

第 23 条　役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2　役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3　前項の任務を怠ってされた行為が理事会の議決に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4　第２項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5　前項の規定にかかわらず、第２項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。

6　前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

⑴　責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

⑵　前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

⑶　責任を免除すべき理由及び免除額

7　理事は、第２項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総代会に提出するときは、各監事の同意を得なければならない。

8　第５項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。

9　役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過

失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10　次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

⑴　理事　次に掲げる行為

イ　法第31条の９第１項及び第２項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ　虚偽の登記

ハ　虚偽の公告

⑵　監事　監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11　役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（理事の自己契約等）

第24条　理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

⑴　理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

⑵　この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

⑶　理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

２　第１項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（役員の解任）

第25条　総代は、総代の５分の１以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

２　前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

３　理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

４　第１項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

（役員の報酬）

第26条　理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示したものでなければならない。

２　監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

３　第１項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

（代表理事）

第27条　理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

２　代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

（理事長、副理事長、専務理事及び常務理事）

第28条　理事は、理事長１人、専務理事１人及び常務理事１人以上２人以内を理事会において互選する。なお、必要な場合は、副理事長１人以上２人以内を互選することができる。

２　理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

３　副理事長は、理事長を補佐してこの組合の業務を処理し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。

４　専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときで副理事長が選任されていない場合、又は理事長、副理事長に事故があるときはその職務を代行する。

５　常務理事は、理事長を補佐して組合の業務の執行

を分担し、理事長、副理事長並びに専務理事に事故があるときはあらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。

6　理事は、理事長、副理事長並びに専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

（理事会）

第 29 条　理事会は、理事をもって組織する。

2　理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3　理事会は、理事長が招集する。

4　理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5　前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は､理事会を招集することができる。

6　理事は、３月に１回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない

7　その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（理事会招集手続）

第 30 条　理事会の招集は、その理事会の日の１週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2　理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（理事会の議決事項）

第 31 条　この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

⑴　この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項

⑵　総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項

⑶　この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

⑷　取引金融機関の決定

⑸　前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

（理事会の議決方法）

第 32 条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し､その過半数をもって行う。

2　前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議事録）

第 33 条　理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2　前項の議事録を 電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

（定款等の備置）

第 34 条　この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

⑴　定款

⑵　規約

⑶　理事会の議事録

⑷　総代会の議事録

⑸　貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下､「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）

2　この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

3　この組合は、組合員又は組合の債権者（理事会の

議事録については、裁判所の許可を得た組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

第 35 条　監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

3　監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4　前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

7　監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8　第 29 条第 5 項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9　監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。

10　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11　理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12　監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事会が行い、総代会の承認を受けるものとする。

（監事会）

第 35 条の 2　監事会はすべての監事で構成する。

2　監事会は、次に掲げる事項を行う。ただし、各監事の監査権限の行使を妨げることはできない。

⑴　監事の職務執行に関する重要な事項についての協議

⑵　監事による監査権限の行使に関しない事項であって、監事の合議により決するべき事項についての決定

3　監事会の運営については、この定款に定めるものの他、別途監事会で定める。

（理事の報告義務）

第 36 条　理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）

第 37 条　監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2　前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

（監事の代表権）

第 38 条　第 27 条第 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

⑴　この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、また理事等が組合に対して訴えを提起する場合

⑵　この組合が、6 箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

⑶　この組合が、6 箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

⑷　この組合が、裁判所から、6 箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

（組合員による理事の不正行為等の差止め）

第 39 条　6 箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（組合員の調査請求）

第 40 条　組合員は、総組合員の 100 分の 3 以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2　監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

（顧問）

第 41 条　この組合に、顧問を置くことができる。

2　顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3　顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

（職員）

第 42 条　この組合の職員は、理事長が任免する。

2　職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　総代会及び総会

（総代会の設置）

第 43 条　この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第 44 条　総代の定数は、500 人以上 600 人以内において総代選挙規約で定める。

（総代の選挙）

第 45 条　総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

（総代の補充）

第 46 条　総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

（総代の職務執行）

第 47 条　総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

（総代の任期）

第 48 条　総代の任期は、1 年とする。ただし、再選を妨げない。

2　補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3　総代は、任期満了後であっても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

（総代名簿）

第 49 条　理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

（通常総代会の招集）

第 50 条　通常総代会は、毎事業年度終了の日から 3 箇月以内に招集しなければならない。

（臨時総代会の招集）

第 51 条　臨時総代会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、総代がその 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から 20 日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

（総代会の招集者）

第 52 条　総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2　理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

（総代会の招集手続）

第 53 条　総代会の招集者が総代会を招集する場合に

は、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2　前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3　前条第２項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第１項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4　総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の 10 日前までに、総代に対して第１項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5　通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

（総代会提出議案・書類の調査）

第 54 条　監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

（総代会の会日の延期又は続行の決議）

第 55 条　総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第 53 条の規定は適用しない。

（総代会の議決事項）

第 56 条　この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

⑴　定款の変更
⑵　規約の設定、変更及び廃止
⑶　解散及び合併
⑷　毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
⑸　出資１口の金額の減少
⑹　事業報告書及び決算関係書類
⑺　連合会及び他の団体への加入又は脱退

2　この組合は、第３条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3　総代会においては、第 53 条第４項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

（総代会の成立要件）

第 57 条　総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2　前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から 20 日以内にさらに総代会を招集することを決定しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

第 58 条　役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

⑴　総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。
⑵　その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
⑶　総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
⑷　総代が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合
⑸　総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
⑹　前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議決権及び選挙権）

第 59 条　総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各１個の議決権及び選挙権を有する。

（総代会の議決方法）

第 60 条　総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3　議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4　総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した組合員総代の数に算入しない。

（総代会の特別議決方法）

第 61 条　次の事項は、出席した総代の３分の２以上の多数で決しなければならない。

⑴　定款の変更

⑵　解散及び合併

⑶　組合員の除名

⑷　事業の全部の譲渡

⑸　第 23 条第５項の規定による役員の責任の免除

（議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使）

第 62 条　総代は、第 53 条第４項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2　前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3　第１項の規定により書面をもって議決権を行う者は、第 53 条第４項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第 67 条の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4　代理人は、３人以上の総代を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

（組合員の発言権）

第 63 条　組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

（総代会の議事録）

第 64 条　総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

（解散又は合併の議決）

第 65 条　総代会において組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から 10 日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2　前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の５分の１以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から３週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から１箇月以内にしなければならない。

3　前項の請求の日から２週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4　前２項の総会において第１項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

（総代会の規定の準用）

第 66 条　第 51 条から第 55 条まで及び第 58 条から第 63 条までの規定は、総会について準用する。この場合において、第 62 条第１項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」と、同条第４項中「３人」とあるのは「10 人」と、第 63 条中「組合員」とあるのは、「組合員と同一の世帯に属する者」と読み替えるものとする。

（総会及び総代会運営規約）

第 67 条　この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第５章　事業の執行

（事業の利用）

第 68 条　組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

（事業の品目等）

第 69 条　第３条第１号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、煙草、医薬品、化粧品、及びその他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

２　第３条第２号に規定する生活に有用な協同施設の種類は、店舗、配送センター等の集会施設及びプレイガイド、葬祭事業その他とする。

３　第３条第４号に規定する生活の共済を図る事業（以下「共済事業」という）は、受託事業として、次に掲げるものとする。日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、学生総合共済事業、及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業、自動車総合保障共済事業の業務の一部を受託して行う受託共済事業とする。

４　第３条第５号に規定する組合員の為の旅行業法に基づく旅行事業は、旅行業法による一般旅行業とする。

５　第３条第６号に規定する高齢者、障害者等の福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。

⑴　児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のいずれかに基づく福祉に関する事業並びにその関連の事業

⑵　組合員の福祉の増進を図る事業（前号までに規定する事業を除く。）

⑶　道路運送法に基づく一般旅客用運送事業（福祉輸送サービスに限る）

第６章　会　計

（事業年度）

第 70 条　この組合の事業年度は、毎年３月 21 日から翌年３月 20 日までとする。

（財務処理）

第 71 条　この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

（収支の明示）

第 72 条　この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

（医療福祉等事業の区分経理等）

第 73 条　この組合は、次に掲げる事業（以下「医療福祉等事業」という。）と他の事業とを区分して経理しなければならない。

第 69 条第５項各号に定める事業

（法定準備金）

第 74 条　この組合は、出資総額の２分の１に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の 10 分の１に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

２　前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

（教育事業等繰越金）

第 75 条　この組合は、毎事業年度の剰余金の 20 分の１に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第３条第７号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

２　前条第１項ただし書の規定は、前項の規定による

繰越金の額の計算について準用する。

（医療福祉等事業積立金）

第 76 条　この組合は、医療福祉等事業に関し、残余がある場合については、医療福祉等事業積立金として積み立てるものとする。

2　前項の規定による医療福祉等事業積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

（剰余金の割戻し）

第 77 条　この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

（利用分量に応ずる割戻し）

第 78 条　組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第 74 条第 1 項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第 75 条第 1 項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下、「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

2　利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて行う。

3　この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の種類別及び分量を証する領収書等を交付するものとする。

4　この組合は、組合員が利用した組合事業の種類別ごとの利用分量の総額がこの組合のその事業総額の５割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。

5　この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻しを行う事業の種類、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6　この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7　組合員は、第５項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から６箇月を経過する日までに、第３項の規定により交付を受けた領収書等を提出してこれをしなければならない。

8　この組合は、前項の請求があったときは、第６項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書等によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9　この組合は、各組合員の利用分量があらかじめ明らかである場合には、第７項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10　この組合が、前２項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第８項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11　この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第８項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

（出資額に応ずる割戻し）

第 79 条　払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2　出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3　出資配当金の額は、払込済出資額につき年１割以内の額とする。

4　この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5　組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から

6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。

6　この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7　この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8　この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

（端数処理）

第80条　前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（その他の剰余金処分）

第81条　この組合は、剰余金について、第78条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（欠損金のてん補）

第82条　この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

（投機取引等の禁止）

第83条　この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

（組合員に対する情報開示）

第84条　この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章　解　散

（解散）

第85条　この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

⑴　目的たる事業の成功の不能

⑵　合併

⑶　破産手続き開始の決定

⑷　行政庁の解散命令

2　この組合は、前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員を除く。）が20人未満になったときは、解散する。

3　理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

（残余財産の処分）

第86条　この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章　雑　則

（公告の方法）

第87条　この組合の公告は、以下の各方法で行う。

⑴　事務所の店頭に掲示する方法

⑵　電子公告による方法

2　法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

3　前2項において、事故その他やむを得ない事由によって電子広告による公告ができない場合は、中日新聞への掲載をもってこれに代える。

（組合の組合員に対する通知及び催告）

第88条　この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先に

あてて行う。

2　この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

（実施規則）

第 89 条　この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この定款は、この組合成立の日から施行する。

（成立当初の役員の任期）

2　この組合の成立当初における役員の任期は、第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は 1 年を超えてはならない。

（成立当初の事業年度）

3　この組合の成立の日の属する事業年度は、第 70 条の規定にかかわらず、こ　の組合の成立の日から（翌年）3 月 20 日までとする。

4　この組合は、日本生活協同組合連合会に加入の手続きをとる。

5　2008 年に選出される総代の任期は、定款第 48 条第 1 項（旧第 46 条 1 項）の規定にかかわらず、2009 年 9 月 30 日までとする。

1　この定款は、1991 年 7 月 17 日から改正施行する。

2　この定款は、1992 年 6 月 23 日から改正施行する。

3　この定款は、1994 年 7 月 29 日から改正施行する。

4　この定款は、1995 年 6 月 22 日から改正施行する。

5　この定款は、1997 年 9 月 4 日から改正施行する。

6　この定款は、1998 年 6 月 23 日から改正施行する。

7　この定款は、2000 年 6 月 28 日から改正施行する。

8　この定款は、2002 年 7 月 16 日から改正施行する。

9　この定款は、2003 年 3 月 21 日から改正施行する。

10　この定款は、2003 年 7 月 1 日から改正施行する。

11　この定款は、2004 年 7 月 25 日から改正施行する。

12　この定款は、2005 年 7 月 15 日から改正施行する。

13　この定款は、2006 年 7 月 13 日から改正施行する。

14　この定款は、2007 年 7 月 11 日から改正施行する。

15　この定款は、2008 年 7 月 9 日から改正施行する。

16　この定款は、2009 年 7 月 3 日から改正施行する。

17　この定款は、2011 年 7 月 1 日から改正施行する。

18　この定款は、2014 年 7 月 7 日から改正施行する。

19　この定款は、2016 年 6 月 10 日から改正施行する。

20　この定款は、2020 年 8 月 7 日から改正施行する。

21　この定款は、2021 年 6 月 24 日から改正施行する。

22　この定款は、2023 年 6 月 22 日から改正施行する。

ただし、次の表の左欄に掲げる規定については、当該右欄に掲げる時期又は決算関係書類から適用し、適用までの間はなお従前の例による。

第 34 条第 1 項第 5 号	2009 年度に関わる決算関係書類
第 53 条第 5 項	
第 56 条第 1 項第 6 号及び第 71 条	

2．総代会運営規約

（目的、運用）

第１条　この規約は、定款第 67 条の規定に基づき総代会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。

2　総代会の議事の運営については、法令および定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところによる。

3　総会の議事運営については、第２条第２項、第 25 条を除いてこの規約を準用する。この場合は、総代会を総会と、総代を組合員と読み替えるものとする。

（資格審査）

第２条　総代が総代会に出席する場合には、この組合の発行した総代会の招集通知を提示することを要する。ただし、総代本人であることが明らかである場合はこの限りでない。

2　総代の代理人が総代会に出席する場合には、定款第 62 条第５項に定める代理権を証する書面として、その総代が署名または記名押印した委任状を提出することを要する。

3　定款第 62 条第３項の規定により、総代が書面により議決権を行使する場合には、議案に対する賛否を明示した書面に署名または記名押印したものを、総代会の開会までにこの組合に提出するものとする。

（開会）

第３条　理事長または理事長の指名した理事は、出席した総代が定款第 57 条第１項に定める定足数に達したときは、出席状況を会場に報告し、開会宣言をする。

2　監事が招集した総代会においては、監事が開会を宣言する。

（議長）

第４条　総代会は、すべての議事に先立って、出席した総代の中から議長を選任する。

2　議長は３名以内とし、議長団を構成するものとする。

3　議長は総代会の秩序を維持し、議事を整理する。

（議事運営委員、資格審査委員および書記）

第５条　議長は、議事の開始にあたって、議事運営委員及び資格審査委員の選任を総代会に諮るとともに書記２名を指名する。

（議事運営委員会）

第６条　総代会は、議事の円滑な進行を図るために議事運営委員会をおく。

2　議事運営委員会は、総代会で選任した総代若干名と理事及び執行役員若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3　議事運営委員会は、議長を補佐し、議事の運営に係る事項につき協議、提案を行う。

（資格審査委員会）

第７条　総代会は、総代の資格に関する審査を行うために資格審査委員会をおく。

2　資格審査委員会は、総代会で選任した総代および理事若干名をもって構成　し、委員長を互選する。

3　資格審査委員会は、出席者の資格に関する審査の状況を点検し、議長の求めに応じてその結果を報告する。

（議題の付議）

第８条　議長は、各議事に入るにあたり、当該議題を付議することを議場に宣言する。

2　議長は、複数の議題または議案を一括して付議することができる。

（発言）

第９条　総代は、議長から発言の許可を得、所属、氏名を告げてからでなければ発言することができない。

2　総代の発言は、議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係あるものでなければならない。

3　総代の発言は､すべて簡明にしなければならない。

4　総代の発言は、選出された選挙区における議案検討会等の討議を尊重して行うことを基本とする。

5　総代会の運営上必要があるときは、議長は、総代の発言時間を制限することができる。

6　議長は、必要があるときは、付議された議案に関係する発言について事前に文書で通告するよう求め

ることができる。

（発言制限違反に対する処置）

第 10 条　総代の発言が前条の規定に違反すると認めたとき、または、以下の各号に該当すると認めたときは、議長は必要な注意を与え、またはその発言を中止させることができる。

⑴　発言が重複するとき。

⑵　他人を侮辱するなど総代会の品位を汚すとき。

⑶　その他議事を妨害し、または議場を混乱させるとき。

（退場命令）

第 11 条　議長は、次の者に対して、会場からの退去を命じることができる。

⑴　総代またはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

⑵　前条に定める議長の注意または発言中止命令が再三行われたにもかかわらず、これに従わない者

⑶　審議に支障を生ずる恐れのある物の持込み、示威行動その他不穏当な言動により総代会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者

（質問に対する答弁）

第 12 条　総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2　総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については、監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

⑴　質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められるとき。

⑵　答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合

⑶　調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合

⑷　答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合

⑸　総代が、実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

⑹　その他正当な理由がある場合

3　理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

（議事運営に関する動議）

第 13 条　総代は、議事運営に関する動議を提出することができる。

2　議長は、前項の規定に基づき総代から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないと認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りでない。

3　議事運営に関する動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとする。

（修正動議）

第 14 条　総代が､付議された議案を修正する動議（以下、修正動議という。）を提出する場合には、総代定数の 10 分の 1 の総代の賛同を要する。

2　前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長は、その動議について審議に付さなければならない。

3　修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。

（緊急動議）

第 15 条　総代は、定款第 56 条第 3 項に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項にあって、軽微かつ緊急を要するものについては、動議を提出するこ　とができる。

2　前項に定める動議（以下、緊急動議という。）を提出する場合には、総代定数の 10 分の 1 の総代の賛同を要する。

3　緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

（休憩）

第 16 条　議事の進行上必要と認められるときは、議長は、休憩を宣言することができる。

（審議の打切り）

第 17 条　議長は、質問または意見を述べようとする

総代がある場合でも、議題について質疑および討議がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

2　討議された議案につき、質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、総代は、審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

（採決の方法・手続）

第 18 条　議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣言し総代会の成立の状況を確認するものとする。

2　採決は、挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。なお特別決議等についての採決ならびに議事運営についての会場の意志を確認する方法として拍手によることができる。

3　議案の採決は、各議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。

4　採決は、修正動議、原案の順に、かつ、修正動議が複数ある場合にはその趣旨が原案と異なるものから順に行うものとする。ただし、原案と修正動議を一括して審議した場合は、議長の判断により原案から採決することを妨げない。

5　棄権票は、出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

（採決結果の宣言）

第 19 条　議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長は、その議題の決議に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

（一事不再議）

第 20 条　既に否決され、または撤回された議案および動議は、特段の状況の変化がない限り、同一の総代会において再び提出することができない。

（閉会宣言）

第 21 条　議長は、議事日程において予定した議案のすべての審議を終了したとき、または、第 23 条に基づく打切り、延期もしくは続行の決議があったときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

（特別委員会）

第 22 条　総代会で特に必要と認めたときは、特別委員会を設けて議案その他の事項を付託し、協議させることができる。

2　特別委員会の委員は、そのつど総代会で選任し、委員長を互選する。

3　特別委員会は、議長の求めに応じて、付託された事項に関する協議の経過および結果を総代会に報告しなければならない。

（総代会の打切り、延期および続行）

第 23 条　総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

（中途退席）

第 24 条　出席した総代が、総代会の閉会前に退席する場合には、議長への届け出を要する。

2　前項に基づき退席する総代が、書面議決書を提出した場合は、第２条第３項の規定にかかわらず、これを有効と取り扱う。

（傍聴）

第 25 条　組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

2　前項の規定に基づいて総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

（改廃）

第 26 条　この規約の改廃は、総代会の議決を要する。

（附則）

1　この規約は、1999 年５月 26 日より施行する。

2　この規約は、2002 年６月６日より改正施行する。

3　この規約は、2003 年６月５日より改正施行する。

4　この規約は、2006 年６月２日より改正施行する。

5　この規約は、2008 年６月５日より改正施行する。

6　この規約は、2011 年６月９日より改正施行する。

3．総代選挙規約

（総則）

第１条　定款第 44 条、第 45 条、第 46 条に規定する総代の選挙については、定款の定めによるほか、この規約に定めるところによる。

（選挙区）

第２条　総代の選挙については､選挙区を設けて行う。

２　選挙区については、理事会で定める。

（定数）

第３条　選挙すべき総代の定数は、定款第 44 条の定める範囲において､選挙区ごとの組合員数を基礎に、組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

（総代選挙管理委員会）

第４条　理事長は、総代の選挙の実施にあたり、理事会の同意を得て総代選挙管理委員若干名を指名する。

２　総代選挙管理委員（以下、管理委員という。）は、総代選挙管理委員会（以下、管理委員会という。）を構成し、総代選挙管理委員長（以下、管理委員長という。）を互選する。

３　管理委員会は、総代選挙に係る事務を統括する。

４　管理委員会の議事は、管理委員の半数以上の出席のもとで、出席者の３分の２以上の多数により決する。

（選挙の公示）

第５条　管理委員長は、総代選挙の候補者の登録受付を開始する日前の 30 日前までに、以下の事項について、公示（組合の事務所の店頭に掲示及び組合の情報誌等に掲示して行う。以下、同じ。）しなければならない。

⑴　第２条による選挙区及び第３条による選挙区ごとの定数

⑵　第６条による候補者登録の受付期間及び受付方法

２　総代選挙において選挙権および被選挙権を有する者は、総代選挙の候補者の登録受付を開始する月の前月の 20 日の組合員名簿に登録されている者とする。

（候補者の登録）

第６条　被選挙権を有する全ての組合員は、自由に立候補し、または被選挙権を有する組合員の中から候補者を推薦することができる。ただし、役員および管理委員は候補者となることができない。

２　前項において候補者を推薦するときは、推薦を受ける者の同意をあらかじめ得ておかなければならない。

３　候補者は、当選が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取り消すことができる。

（選挙運動）

第７条　選挙運動は、管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

２　選挙運動を行うにあたり、前項による管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、管理委員会の裁定に従わなければならない。

３　第１項の指示又は前項の裁定に著しく違反して選挙運動を行い、そのことにより当選したと認められる候補者については、管理委員会の決定により当選を取り消すものとする。

（選挙）

第８条　選挙は、第６条による候補者が第３条による選挙区ごとの定数を超えた選挙区について、投票をもって行う。ただし、第６条による候補者が、第３条による選挙区ごとの定数以内である選挙区については、投票を省略して候補者全員を当選人とする。

２　前項により投票を行う選挙区については、その選挙区における投票に係る事務を管理するために選挙区選挙委員会（以下、選挙委員会という。）をおく。

３　理事長は、選挙委員会を構成する委員若干名を、管理委員会の同意を得て指名する。ただし、候補者を委員として指名することはできない。

４　選挙委員会は、選挙区選挙委員長（以下、選挙委員長という。）を互選する。

５　選挙委員長は、投票を行う日の 10 日前までに、次の事項を公示しなければならない。

⑴　候補者の氏名

⑵　投票の日時および場所

⑶　投票の方法

６　選挙委員会の議事については、第４条４項を準用する。

（投票）

第９条　投票は、第６条による候補者を被選挙人として、無記名連記制により行う。

２　投票は、組合員自らが行わねばならず、代理人により投票することはできない。

３　次の投票は、無効とする。

⑴　所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの

⑵　被選挙人の氏名を確認しがたいもの

⑶　被選挙人以外の者の氏名を記入したもの

⑷　被選挙人の氏名以外の事項を記入したもの

⑸　定数を超える数の被選挙人の氏名を記入したもの

⑹　白票

４　当選は、有効投票数の順による。ただし、得票が同数の者については、抽選により順位を定め、その順により当選人とする。

５　前項により当選人が決定したときは、選挙委員長は当選人の氏名を速やかに管理委員長に報告するとともに、当該選挙区の投票事務の状況および投票結果に関する記録書を管理委員長に提出しなければならない。

（立会人）

第 10 条　投票が行われる選挙区の候補者は、各候補者につき１名の立会人を指名することができる。立会人は、選挙委員会の行う選挙事務の妨げにならない範囲で、選挙事務の状況を監視することができる。

（当選人の通知及び公示）

第 11 条　第８条第１項但し書きにより当選人が決定したとき、及び第９条第５項に基づく当選人の通知があったときは、管理委員長は、すみやかに当選人の氏名を理事長に報告をするとともに、当選人の氏名を公示し、かつ当選人に当選の旨を通知しなければならない。

（就任）

第 12 条　当選人は、前条による公示の翌日をもって総代に就任するものとする。ただし、前条による公示の７日後までに、当選人が書面をもって就任の辞任を理事長に届け出た場合はこの限りでない。

（補充）

第 13 条　選挙区の定数の５分の１を超えて総代が欠けた場合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は、当該選挙区について補充選挙を実施しなければならない。

２　補充選挙については、前各条の規定を準用する。

（異議の申立）

第 14 条　選挙に関する異議の申立ては、当選の公示のあった日から７日以内に、申立人が自ら書面をもって、管理委員長に対してこれを行う。

２　前条による申立てがあったときは、管理委員会は、すみやかに異議の当否について裁定し、申立人に対して文書をもって裁定の結果を通知しなければならない。

（書類の保管）

第 15 条　管理委員長は、総代選挙の実施状況に係る事項を記載した選挙録を作成し、管理委員会の議を経てこれに記名押印し、理事長に提出しなければならない。

２　１以上の選挙区において投票があったときは、第９条第５項による記録書を添付することを要する。

３　理事長は、前２項の書類について、投票用紙その他の関係書類とともに、少なくとも１年間保存しなければならない。

（細則）

第 16 条　理事会は、法令、定款およびこの規約に定めのない総代選挙に係る事項について、細則を定めることができる。

（改廃）

第 17 条　この規約の改廃は、総代会の議決による。

（附則）

１　この規約は、1991 年５月 14 日から実行する。

２　この規約は、1998 年５月 26 日から改正施行する。

３　この規約は、2003 年６月５日から改正施行する。

４　この規約は、2006 年６月２日から改正施行する。

５　この規約は、2007 年６月７日から改正施行する。

６　この規約は、2008 年６月５日から改正施行する。

７　この規約は、2009 年６月 11 日から改正施行する。

4．役員選任規約

（総則）

第１条　定款第 19 条及び第 20 条に規定する役員の選任は、定款に定めるほか、この規約の定めるところによる。

（選任区分及び選任区域）

第２条　役員選任に当たっては、理事については、以下の選任区分を設け、監事については、全体区分として役員候補者を選定する。

⑴　全体区分

⑵　地方区分

２　前項第１号に定める区分については、単一区とし、第２号に定める区分については理事会の定めるところによる。

３　理事の全体区分においては、生協運営全体の観点から選定する常勤理事、組合員理事及び有識者理事の候補者を選定する。

４　理事の地方区分においては、理事会において定める選任区域ごとに組合員理事の候補者を選定する。

５　監事の全体区分においては、組合員監事、有識者監事及び常勤監事の候補者を選定する。

（定数）

第３条　役員の定数は、定款に定める範囲内において、選任区分ごとの組合員数及び組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

（選任の公告）

第４条　役員推薦委員長は、総代会の会日の２０日までに、総代会において選任すべき役員の区分、選任区分及び選任区域ごとの定数並びに第３条に基づく推薦希望者の受付期間及び受付方法を公告（組合の事務所の店頭に掲示及び電子広告で掲示して行う。以下、同じ。）しなければならない。

（候補者になることができない者）

第５条　以下の者は、役員の候補者となることができない。

⑴　総代

２　生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は、不適格者として役員の候補者となることはできない。

⑴　未成年者

⑵　破産手続き開始の決定を受け、復権していない者

（役員候補者の推薦）

第６条　全体区分の理事候補者、地方区分の理事候補者、監事の候補者を推薦する機関として、役員推薦委員会をおく。

２　役員推薦委員会は、次の委員により構成し、委員長を互選する。

⑴　理事長が指名した総代５名（各選任区域１名）

⑵　理事会において選任した理事（常勤理事、有識者理事、組合員理事）５名

⑶　監事会において選任した監事１名

３　委員長は、区分ごとに役員候補者の推薦に先立ち、次の事項を公告し、役員推薦委員会の推薦を受けることを希望する組合員からの申出を求めるものとする。

⑴　役員選任を行う総代会の日時及び場所

⑵　第３条に基づき理事会が決定した選任区域別の理事定数

⑶　申出の受付方法及び申出の期限

４　前項の規定により申出をすることができる組合員は、前項の公告のあった日の前月の末日から継続して組合員であるものに限る。

５　役員推薦委員会は、委員の３分の２以上の多数により、第３条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。

６　役員推薦委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得るよう努めるものとする。

７　役員推薦委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。

８　理事長は監事候補者につき前項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を特定監事に通知しなければならない。

９　特定監事は、前項の通知を受けたときは、監事会を招集し、第５項により役員推薦委員会が推薦を決定した監事候補者の選任を総代会に付議することに関して、協議に付さなければならない。

10　特定監事は、監事の過半数により前項の同意の可否を決定したときは、その結果を理事長に通知するものとする。この場合において、同意が得られなかったときは、監事の協議により監事の候補者を選定し、理事長と協議するものとする。

（役員選任議案の決定）

第７条　理事長は、役員推薦委員会の推薦に基づいて、総代会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。

2　理事長は、前６条の規定による役員推薦委員会の報告並びに第６条10項による監事との協議を行ったときはその結果に基づいて、総代会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。

3　理事長は、監事候補者の選任議案の付議に先立って、あらかじめ監事の過半数の同意を得ておくものとする。

4　前項の規定に関わらず、監事の過半数の同意を得た監事の選任議案を総代会に提出することを監事が請求したときは、理事長は、その議案を理事会に付議しなければならない。

5　理事会は、前項の規定により提案された役員選任議案について、法令並びに定款及び規約に違反する場合を除き、総代会に提案することを決定しなければならない。

6　理事会は、役員の就任について各候補者の承諾を事前に得るものとする。

（役員選任議案の通知）

第８条　理事会は、法令の定めに従い、総代会の招集通知とあわせて役員選任議案を議案書に掲載して総代に送付しなければならない。

（役員選任議案の説明及び採決）

第９条　理事は、総代会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。

2　総代会における役員選任議案の採決は、候補者全員を一括して行うものとする。ただし、議長が定めることにより、理事の選任に係る部分と監事の選任に係る部分を区分して採決することを妨げない。

（役員の就任）

第10条　選任議案が、総代会で議決されたとは、直ちに選任された各役員に対してその旨の通知をしなければならない。

2　前項の通知を発した日から１週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したものとみなす。

（役員の補充）

第11条　役員の一部が欠けた場合において、補充の選任を行うときは、前各条の規定を準用する。

（細目）

第12条　本規約に定める他、役員選任の実施の細目は、理事会において別に定める。

（改廃）

第13条　この規約の改廃は、総代会の議決による。

（附則）

1　この規約は2011年６月９日から施行する。

2　この規約は2020年６月11日から改正施行する。

5．監事監査規則

第１章　総則

（目的）

第１条　本規則は、法令及び定款の規定に基づき、監事の生活協同組合コープみえ（以下「組合」という。）の監査に関する基本事項を定めるものである。

（監事の責務）

第２条　監事は、組合員の負託を受けた独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、持続的な発展を可能とする組合の健全な運営と社会的信頼に応えるガバナンスを確立する責務を負っている。

（監事の職務）

第３条　前条の責務を果たすため、監事は、理事会その他重要な会議への出席、理事及び職員等から受領した報告内容の検証、組合の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、理事又は職員等に対する助言又は勧告等の意見の表明、理事の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。

（監事の心構え）

第４条　監事は、独立の立場の保持に努めるとともに、法令及び定款並びに本規則を遵守し、組合及び組合員、その他の利害関係者のために常に公正不偏な態度をもって、その職務を執行しなければならない。

２　監事は、監査を実施するために必要な知識及び技術の習得に常に努めなければならない。

３　監事は、適正な監査視点を形成するために、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と組合をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。

４　監事は、平素より組合及び子会社等の理事若しくは取締役及び職員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

５　監事は、職務上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

６　監事は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。

７　監事は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。

８　監事は、持続的な発展を可能とする組合の健全な運営と社会的信頼に応えるガバナンスの確立と運用を果たすため、監事監査の環境整備が重要かつ必須であることを、代表理事を含む理事に理解し認識させるよう努めなければならない。

（常勤監事）

第５条　監事の互選をもって常勤監事を定めることができる。

２　常勤監事は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び組合内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。

３　常勤監事は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

（員外監事及び有識者監事）

第６条　員外監事及び有識者監事は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために選任されていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛けるとともに、他の監事と協力して監査の環境の整備に努めなければならない。

２　員外監事及び有識者監事は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表理事及び理事会に対して忌憚のない質問をし、又は意見を述べなければならない。

（組合員監事）

第７条　組合員監事は、国民の自発的な生活協同組織である組合の構成員としての立場、また出資者・利用者としての立場から、理事の職務執行を監査する。

２　組合員監事は、組合員の声や情報の収集に努め、監事会における他の監事との審議を通じて、公正で適正な監査意見の形成に努めなければならない。

（監事会の設置）

第８条　監事は、監査に関する相互の情報の共有、意見の調整及び必要な事項を審議又は決定するために監事会を置く。ただし、監事会は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。

（監査方針及び監査計画等）

第９条　監査計画は、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意して、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたてた上で、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監事会において作成する。この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定するものとする。

2　監査計画の作成にあたっては、効率的な監査を実施するため、適宜、公認会計士等及び内部監査部門等との協議又は意見交換を経るものとする。

3　組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。

4　監査方針及び監査計画は、代表理事及び理事会に説明するものとする。

5　監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。

（監事監査の実効性を確保する体制）

第 10 条　監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努めなければならない。

2　前項の体制を確保するため、監事は、理事又は理事会に対して、監事の職務を補助すべき職員（以下「監事スタッフ」という。）等その他次に掲げる事項に関する必要な協力を要請するものとする。

⑴　監事スタッフに関する事項

⑵　監事スタッフの理事からの独立性に関する事項

⑶　理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

⑷　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（監事スタッフ）

第 11 条　監事は、組合規模、経営上のリスクその他組合固有の事情を考慮し、監事会事務局の体制について検討しなければならない。

2　監事は、監事スタッフの業務執行者からの独立性の確保に努めなければならない。

（監査費用）

第 12 条　監事は、その職務執行のために必要と認める費用について、組合に請求することができる。組合は、その費用が監事の職務執行に必要でないことを証明した場合を除いて、これを拒むことができない。

2　監事は、あらかじめ監査費用の予算を計上するとともに、その支出に当たっては、効率性および適正性に留意しなければならない。

第２章　監事会

（監事会の構成）

第 13 条　監事会は、監事全員をもって構成する。

（監事会の職務）

第 14 条　監事会は、次に掲げる職務を行なう。ただし、第２号の決定は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。

⑴　監査報告の審議

⑵　監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監事の職務の執行に関する事項の決定

（議長）

第 15 条　監事会の議長は、監事の中から互選する。

2　議長は、第 18 条第１項に定める職務のほか、監事会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない。

（特定監事）

第 16 条　監事会は、次に掲げる職務を行う監事（以下「特定監事」という。）を互選する。

⑴　各監事が受領すべき決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を理事から受領し、それらを他の監事に対し送付すること。

⑵　公認会計士等から会計監査報告の内容の通知を受け、それを他の監事に対し通知すること。

⑶　監事の監査報告の内容を特定理事及び公認会計士等に対し通知すること。

⑷　前各号の日程について合意すること。

2　特定監事は、常勤監事とする。

⑴　常勤監事を定めない場合、特定監事は監事の中から互選し議長を兼ねる。

⑵　常勤監事を定めない場合、特定監事は監査の環境の整備及び組合内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証することに努めなければならない。

（開催）

第 17 条　監事会は、定期的に開催する。ただし、必要に応じて随時に開催することができる。

（招集者）

第 18 条　監事会は、議長が招集し運営する。

2　各監事は、議長に対し監事会を招集するよう請求することができる。

3　前項の請求にもかかわらず、議長が監事会を招集しない場合は、その請求をした監事は、自らこれを招集し運営することができる。

（招集手続）

第 19 条　監事会を招集するには、監事会の日の１週間前までに、各監事に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2　監事会は、監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（監事会の付議事項）

第 20 条　監事会には、本規則において別に定める事項のほか、次に掲げる事項を付議する。付議された事項に関し、監事会は十分な資料に基づき審議し、又は決定しなければならない。

⑴　各監事の権限の行使に関する事項であって、監事会の審議を要するもの

⑵　監事の過半数の同意によって決定すべき事項

⑶　監事全員の同意によって決定すべき事項

（監事会における審議事項）

第 21 条　前条第１号に定める事項は、次に掲げる事項とする。但し、各監事の権限の行使を妨げることはできない。

⑴　組合員より総代会前に通知された監事に対する質問についての説明、その他総代会における説明に関する事項

⑵　理事会に対する報告及び理事会の招集請求等に関する事項

⑶　総代会提出の議案及び書類その他のものに関する調査結果に関する事項

⑷　理事による組合の目的の範囲外の行為その他法令又は定款違反行為に対する差止め請求に関する事項

⑸　監事の選任、解任、辞任及び報酬等に関する総代会での意見陳述に関する事項

⑹　組合と理事（理事であった者を含む）間の訴訟に関する事項

⑺　その他訴訟への対応に関する事項

（監事会における過半数の同意によって決定すべき事項）

第 22 条　第 20 条第２号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

⑴　第９条に定める監査方針、監査計画及び監査業務の分担（ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない）

⑵　第 10 条第２項に定める監査の実効性の確保に係る理事又は理事会への協力の要請の内容

⑶　第 12 条第２項に定める監査費用の予算

⑷　総代会に提出する監事選任議案への同意

⑸　監事の選任を総代会の議題とすること又は監事の選任議案の総代会への提出の請求

⑹　監事による総代会の招集に関する事項の決定

⑺　総代会における公認会計士等の選任、解任又は不再任の同意

⑻　公認会計士等の選任議案の総代会への提出又は公認会計士等の選任、解任若しくは不再任を総代会の議題とすることの請求

⑼　監事全員の同意により公認会計士等を解任したことを総代会に報告する監事の選定

⑽　公認会計士等が欠けた場合において、遅滞なく後任者が選任されないときに行う、一時公認会計士等の職務を行うべき者（一時公認会計士等という。以下同じ）の選任

⑾　公認会計士等又は一時公認会計士等の報酬等

⑿　常勤監事の解職

⒀　監査についての規則等の設定、変更又は廃止

⒁　監査に関する基準の設定、変更又は廃止

（監事会における監事全員の同意によって決定すべき事項）

第 23 条　第 20 条第３号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

⑴　理事の責任の一部免除に関する議案を総代会に提出することに対する同意

⑵ 組合員による理事（理事であった者を含む、３号及び４号において同じ）の責任を追及する訴えにおいて、組合被告理事側に補助参加することに対する同意
⑶ 組合員による理事の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認
⑷ 組合による理事の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の同意
⑸ 監事による公認会計士等の解任
⑹ 各監事の報酬等

（監事会に対する報告事項）
第 24 条 監事は、次に掲げる事項を監事会に報告するものとする。ただし監事の全員に対して監事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監事会に報告することを要しない。
⑴ 理事、公認会計士等、内部監査部門等の職員その他の者からの重要な報告
⑵ 監事自らの職務の執行の状況

（報告に対する措置）
第 25 条 監事会は、次に掲げる報告を受けた場合には、十分な審議の上、必要に応じ適切な対処方針を定める。
⑴ 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の理事からの報告
⑵ 理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の公認会計士等からの報告
⑶ あらかじめ理事と協議して定めた事項についての理事又は職員からの報告

（議事録）
第 26 条 監事会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事はこれに署名又は記名押印する。
⑴ 開催の日時及び場所
⑵ 議事の経過の要領及びその結果
⑶ 次に掲げる事項につき監事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
イ 組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した旨の理事からの報告
ロ 理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の公認会計士等からの報告
⑷ 監事会に出席した理事又は公認会計士等の氏名又は名称
⑸ 監事会の議長の氏名
２ 第 24 条ただし書きの規定により監事会への報告を要しないものとされた場合には、次の各号に掲げる事項を内容とする議事録を作成する。
⑴ 監事会への報告を要しないものとされた事項の内容
⑵ 監事会への報告を要しないものとされた日
⑶ 議事録の作成に係る職務を行った監事の氏名
３ 前二項の議事録を 10 年間主たる事務所に備え置く。

（監事会事務局）
第 27 条 監事会の招集事務、議事録の作成、その他監事会運営に関する事務は監事スタッフがあたる。

第３章 監査業務

（理事の職務の執行の監査）
第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。
２ 前項の職責を果たすため、監事は、次の職務を行う。
⑴ 監事は、理事会決議その他における理事の意思決定の状況及び理事会の監督義務の履行状況を監視し検証する。
⑵ 監事は､理事が内部統制システムを適切に構築･運用しているかを監視し検証する。
⑶ 監事は、理事が組合の目的外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めたとき、組合に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき、組合の業務に著しく不当な事実を認めたときは、理事に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。
⑷ 監事は、理事から組合に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、理事に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。
３ 監事は、前項に定める事項に関し、必要があると認めたときは、理事会の招集又は理事の行為の差止

めを求めなければならない。

4　監事は、理事の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると認めたときは、その事実を監査報告に記載する。その他、組合員に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。

（会計監査）

第 29 条　監事は、決算関係書類及びその附属明細書が組合の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見を形成するために、事業年度を通じて、理事の職務の執行を監視し検証するとともに、組合の資産・負債・純資産の状況及び収益・費用の状況について監査する。

2　併せて監事は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、公認会計士等が公平不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証する。

（代表理事との定期的会合）

第 30 条　監事会は、代表理事と定期的に会合を持ち、組合が対処すべき課題､監事監査の環境整備の状況、監査の重要課題等について意見交換を行い、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表理事との相互認識を深めるよう努める。

（監査の手続）

第 31 条　監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に通知するものとする。ただし、監査の内容により、特に通知する必要を認めない場合はこの限りでない。

2　監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。

（監事監査基準）

第 32 条　監査の事項は、法令又は定款若しくは本監事監査規則に定める事項の他、監事の過半数の同意により定める監事監査基準による。

（公認会計士等及び内部監査部門等との連係）

第 33 条　監事は、公認会計士等及び内部監査部門等と緊密な連係を保ち、積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めるものとする。

2　監事は、公認会計士等及び内部監査部門等の行う監査計画書及び監査報告書の提出を求めることができる。

（子会社等の調査）

第 34 条　監事は、理事及び職員等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係書類を閲覧する。

2　監事は、その職務の執行にあたり、子会社等の監査役、内部監査部門等及び公認会計士等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るように努めなければならない。

3　監事は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。

（事業連合の調査）

第 35 条　監事は、理事及び職員等から、事業連合に委託した業務の遂行状況について報告又は説明を受け、関係書類を閲覧する。

2　監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業連合に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。

（代表理事及び理事会への報告）

第 36 条　監事は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表理事及び理事会に報告する。

2　監事は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を代表理事及び理事会に報告し、必要があると認めたときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。

（監査報告の作成・通知）

第 37 条　監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査して、監査結果を監事会に報告する。

2　監事は、監査結果を監事会に報告するにあたり、理事の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認したうえ、監事会に報告すべき事項があるかを検討する。

3　監事は、監事の報告した監査結果に基づき、監事

会において審議のうえ、監査意見の一致が図れた場合は監事連名の監査報告書を作成することができる。一致が図れなかった場合は、各監事において監査報告書を作成する。また、監査報告書には、作成期日を記載し、作成した監事が署名又は記名押印する。

4　特定監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書に係る監査報告の内容を特定理事及び公認会計士等に通知する。

5　前項において、特定監事は、監査報告の内容を、決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から４週間を経過した日までに特定理事及び公認会計士等に通知できない場合には、特定理事との間で通知すべき日を伸長する合意をすることができる。

第４章　その他

（本規則の改廃）

第 38 条　本規則の改廃は、監事の過半数の同意により行い、総代会の承認を得るものとする。

（附則）

1　本規則は、1994 年５月 20 日から施行する。

2　本規則は、1998 年５月 26 日から改正施行する。

3　本規則は、2003 年６月５日から改正施行する。

4　本規則は、2006 年６月２日から改正施行する。

5　本規則は、2008 年６月５日から改正施行する。

6　本規則は、2015 年６月 11 日から改正施行する。

7　本規則は、2018 年６月 13 日から改正施行する。

8　本規則は、2023 年６月９日から改正施行する。

6．住所不明組合員の脱退手続きに関する規約

（総則）

第１条　定款第 10 条第２項の規定にもとづく住所不明組合員の自由脱退について、この規約の定めるところによる。

（組合員の所在確認）

第２条　この組合は、毎年１回、総代会終了後の総代会報告を全組合員に対して、組合員名簿に記載する住所に郵送することにより住所の確認を行うものとする。

2　この組合は、前項において郵送物が返送されてきた組合員に対して、電話等の方法で住所の確認を行う。その結果､住所の確認がとれなかった組合員は、住所不明組合員として別管理を行うものとする。

3　この組合は、前項の住所不明組合員に対して住所確認を翌年に２年連続して行う。その確認により住所が確認できた場合は、通常の管理に戻すものとする。

4　この組合は、前項によっても住所が確認できず、３年間連続して郵送物が返送されてきた組合員については、整理対象組合員としてさらに別管理を行うものとする。

（公告）

第３条　この組合は、整理対象組合員があるときは、「事業年度末に自由脱退処理を行う予定であること、申し出等により住所が確認できた場合は、対象から除外する」旨の公告を事業年度末の２箇月前までに行い、かつ、この組合の事業所で整理対象組合員の名簿を閲覧できるようにする。

2　前項により住所が確認された組合員については、通常の管理に戻すものとする。

（脱退の手続き）

第４条　この組合は、整理対象組合員について、前条の手続きによって脱退の申し出があったものとみなし、理事会の承認の上、事業年度末に自由脱退として処理を行うものとする。

2　この処理は、通常総代会において議案書の脱退した組合員数及び出資金の報告の中に記載し、報告す

るものとする。また、この処理において脱退した組合員の名簿を総代会の会場にも据え置き、閲覧できるようにするものとする。

（出資金の扱い）

第５条　この組合は、前条第１項により脱退した組合員の出資金について、２年間別管理を行うものとする。

２　前項において、２年間のうちに当該組合員から出資金の払い戻し請求がなかったときは、生協法第23条に基づきその組合員の請求権は消滅するため、出資金は、組合の雑収入として処理するものとする。

（組合員資格の復活）

第６条　前条２項の処理の後、住所を確認できた者は、ただちに再加入手続きを行う。この場合、従前の出資金はそのまま引き継がれたものとし、その間の出資配当等も加えた額を出資金額とするとともに、組合員資格を復活する。

（改廃）

第７条　この規約の改廃は、総代会の議決による。

（附則）

１　この規約は、2007年６月８日より施行する。

２　この規約は、2009年６月11日より改正施行する。

7．他団体への加入または脱退についての理事会議決の範囲に関する規約

（目的）

第１条　この規約は、生活協同組合コープみえの定款第56条に基づき、生協が事業を行うため及び組織の広がりや地域と協同して社会的役割を発揮していくために他団体と協力や連携を円滑に行えるよう、他の団体に加入または脱退するときの理事会議決の範囲を規定する。

（理事会の議決範囲）

第２条　理事会で議決できる範囲を⑴　及び⑵に該当する場合とする。

⑴　１団体への出資金または加入金は、100万円以下とする。

⑵　１団体への会費については、年会費100万円以下とする。

（総代会への報告）

第３条　前条により議決し、実施した事項については、加入後または脱退後最初に招集される総代会に報告を行う。

（適用除外）

第４条　定款及びこの規約で定める他の法人・団体への加入または脱退について、以下に該当する場合は、適用を除外し、別途定める。

⑴　商工会や酒販組合等、連絡または調整を主として行う団体に加入または脱退する場合

⑵　商店会や自治会、町内会等地域の諸団体に加入及び脱退する場合

（改廃）

第５条　この規約の改廃は、総代会で行う。

（附則）

１　本規約は、2011年６月９日から施行する。

８．情報開示規則

（目的）

第１条　この規則は､生活協同組合コープみえ（以下、生協という。）の所有する情報の開示に対する開示請求に対して、開示に係る基準、範囲及び手続きを定めることを目的とする。

（開示する情報の範囲）

第２条　この組合は、第５条に定める手続きに従い、この組合が保有する以下の情報につき、組合員に対して開示するものとする。

⑴　商品事業に関する情報
⑵　共済事業に関する情報
⑶　福祉事業に関する情報
⑷　その他、住宅及び組合員のくらし応援に関わる事業に関する情報
⑸　会計及び決算に関する情報
⑹　資産管理に関する情報
⑺　内部経営組織の運営に関する情報
⑻　監査に関する情報
⑼　その他の事業及び財務の状況に関する情報

２　前項第５号の情報は、決算書類等の直接の資料になった書類、その他決算書類等の状況を把握する上で合理的な必要性があると認められる情報に限る。

（情報の不開示基準）

第３条　組合が前条に定める情報を開示するにあたっては、個人のプライバシーを損い、法令に違反し、又は利害関係人に対し信義誠実の原則に反することとならないよう留意するとともに、この組合の事業及び運営の円滑な遂行並びに全ての組合員の利益の擁護について配慮しなければならない。

２　この組合は、前項に定める趣旨から、以下の情報については開示しないものとする。

⑴　個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。但し、この組合の役職員の業務遂行状況に関わって当該役職員の氏名、職名及び業務遂行の内容を開示する場合を除く。
⑵　組合員に関する情報であって、特定の組合員を識別することができるもの。但し、組合が法令により開示を義務づけられている書類に記載された情報、当該組合員に周知されていることが明らかである情報、及び開示についてあらかじめ当該組合員の同意を得た情報を除く。
⑶　法令により公表が禁止されている情報
⑷　取引上守秘すべき情報
⑸　公開しないとの条件で取得した情報
⑹　犯罪予防のため秘密とすべき情報
⑺　合議による意思形成過程にある情報であって、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を損い、又は組合員等に混乱を生じさせる恐れがあるもの
⑻　その他開示することにより、この組合の事業若しくは運営に支障を生じ、又は組合員の利益を損う恐れのある情報

３　組合が保有する、組合員及び組合の役職員等の個人に関する情報の管理については、別に定める規程による。

（目的外使用の禁止）

第４条　組合員は、組合の事業及び財務の状況に関する情報について、組合員としての権利の行使及び当該組合員の事業及び運営に関する検討等、適正な目的のために使用しなければならない。

２　組合は、組合員からの請求に係る情報が、前項の趣旨に照らして不適正な目的のために使用される恐れがあると認められる場合には、その情報の開示を行わないものとする。

（開示請求の手続き）

第５条　組合員は、第２条に定める情報の開示を求めるときは、氏名、住所、連絡方法、開示を求める情報の内容及び情報の使用目的を示して、これをしなければならない。

２　組合は、前項による開示請求があった場合、開示請求があった日から 14 日以内に、請求に係る情報の開示の可否を専務理事が決定し、当該組合員に対して通知しなければならない。但し、止むを得ない事由によりこの期間内に決定を行えない場合は、14 日を限度としてこの期間を延長することができる。

３　組合は､第３条又は第４条に該当する場合を除き、請求に係る情報を開示するものとする。

４　組合は、請求に係る情報の全部又は一部を開示しない場合には、第２項に定める通知においてその理

由を示すものとする。

5　組合は、請求に係る情報の全部又は一部を開示する旨を決定した場合には、速やかにその情報を開示しなければならない。

6　組合は、第１項による開示請求が決算期など業務に重大な支障を生ずる恐れのある時期に行なわれた場合は、開示の時期を変更することができる。

7　請求に係る情報の開示は、閲覧又は写しの交付により行う。

8　組合は、写しの交付及び送付に係る費用の全部又は一部を、開示請求を行った組合員に対して請求することができる。

（情報開示再請求の手続）

第６条　組合員が開示を請求した情報について、前条第３項に基づき情報の全部又は 一部が開示されなかった場合、組合員は、総組合員の 100 分の３以上の同意を得て、当該情報の開示を理事会に対して再請求することができる。

2　前項に基づく再請求は、氏名、住所、連絡先、開示を求める情報の内容及び情報の使用目的を示し、別に定める規程にしたがって、これをしなければならない。

3　組合は、第１項に定める再請求があったときは、当該再請求があってから初めて開催される理事会において、当該再請求に係る情報の開示の可否について審議し、決定しなければならない。

4　組合は、前項の決定について速やかに当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該決定が当該再請求に係る情報の全部又は一部を不開示とするものであったときは、その理由についても併せて通知しなければならない。

（再々請求の禁止）

第７条　組合員が前条に基づく再請求を行い、理事会が再請求に係る情報の全部又は 一部を不開示としたときは、当該再請求を行った組合員及びこれに同意した組合員は、同一の内容の情報について重ねて開示を請求することはできないものとする。

（情報の提供）

第８条　組合は、広報活動等を通じて、組合員はもとより、広く社会に対して、組合 の事業及び財務の状況に関する情報並びに組合員の活動に関する情報の提供に努めるものとする。

（細目）

第９条　この規則の実施に必要な細目については、別に定める手順書および様式による。

（改廃）

第 10 条　この規則は、理事会において改廃する。

（附則）

1　この規則は 2008 年６月５日から実施する。